

令和元年 11 月 5 日開催

箕輪町農業委員会第 21 回総会

# 会 議 録

1. 開催日時 令和元年11月5日(火) 午後3時00分から午後3時55分

2. 開催場所 役場大会議室

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克成
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	三井	清一
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

## 5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について  
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

局 長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。ご苦労さまでございます。

農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

（農業委員会憲章の唱和）

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

ご苦労様です。今朝の自宅の外の気温計で、0.9度であった。気温がだいぶ低くなってきている。農業関係は1年の締めをする時期である。

10月12日の台風19号は、各地に被害が発生している。県内でも、東北信では、千曲川の氾濫等相当な被害。当町においても後に局長より報告をしてもらうが、果樹等で被害が発生している。被害にあわれた方へお見舞い申し上げます。

これから、会議等増えてきますが、体調には充分注意されお願ひし、あいさつとします。

局 長

10月12日の台風19号における当町の被害状況について報告します。

果樹被害ですが、主に西部地区で多大な被害が発生しており、リンゴの落果による被害額は、45,693,000円、又樹帯の倒木等による被害額は、2,305,000円。ビニールハウス（JA 中原の育苗ハウスは、15棟の被害）、物置等にも被害があり、全体で、48,230,000円の状況。

国より、台風19号の被害は、激甚災害の認定となったため、国庫補助の対象となる可能性があるため、写真、見積もりを取っておくよう被害者へは伝えている。

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議長

ただいまから第 21 回総会を開会いたします。ただ今の出席委員は 22 人であります。箕輪町農業委員会会議規則第 6 条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

10 月の経過報告について申し上げます。

10 月第 20 回総会を 10 月 7 日（月）に行い、農地法第 3 条 1 件については、総会后 6 日付けで許可書を交付しました。農地法 4 条の転用審議案件 1 件については、総会后 6 日付けで許可書を交付しました。農地法 5 条の転用審議案件 7 件のうち 6 件については、総会后 8 日付けで許可書を交付しました。1 件については、県の審議会に諮り許可相当の判断を得たため、開発行為の許可とあわせて、17 日付許可書を交付しました。その他につきましては、記載のとおりであります。11 月 3 日に町の功労者表彰があり、代表して出席しております。

議長

それでは、これより審議に入ります。

日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

2 番向山壽美治委員・3 番北條眞一委員の両委員を指名いたします。日程第 2 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 説明をいたします。

1 つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の表示は、XXXXXXXXXX m<sup>2</sup> です。

譲渡人はXXXXXXXXXXさん。現在も申請農地を耕作してもらっており、今後も自身で耕作の予定もため、譲受人のXXXXXXさんに購入してもらえればと考えた。譲受人の柴さんは、申請地の隣接地も耕作しており、管理もしやすい為農業経営の拡充のため購入することとした。農地取得後の耕作面積は 31.7a で地域の下限面積 5a を満たしております。

売買金額は、坪 XXXXXX 円です。

位置図は、1 ページになります。

2 つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m<sup>2</sup>

譲渡人は、高齢の為農業経営縮小を考えていた。申請地は、現在も譲受人が耕作しており、今回縮小の話があり購入することとした。農地取得後の耕作面積は 42.7a で

地域の下限面積 5a を満たしております。

売買金額は、坪 [REDACTED] 円です。

位置図は、3 ページになります。

3 つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、[REDACTED] m<sup>2</sup>

[REDACTED] m<sup>2</sup>

計 [REDACTED] m<sup>2</sup> です。

譲渡人は、[REDACTED] さん。[REDACTED] さんは、[REDACTED] の住宅とあわせて今後も耕作の予定の無い農地の売買を計画していた。譲受人の白石さんは、空家の購入を計画、その際農地も併せて売買が条件であり取得することを決めた。

農地取得後の耕作面積は 13a で地域の下限面積 5a を満たしております。

売買金額は、住宅とセットでの購入の為不明です。

位置図は、5 ページになります。

4 つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の表示は、[REDACTED] m<sup>2</sup>

[REDACTED] m<sup>2</sup>

[REDACTED] m<sup>2</sup>

計 [REDACTED] m<sup>2</sup> です。

こちらの土地は長年荒廃地であったが、今回譲受人の山田さんから話があり、夏イチゴを計画していて農地を探していた所、申請地は、荒廃しているが、ハウスがあり譲ってもらえればそこで始めたいとの話。今回相手方の有賀さんとの話が済んだことに伴い申請が出ております。

取得後の耕作面積は、32.7a で下限面積 30a は満たしております。

売買価格は、[REDACTED] 万での取得となります。

議案第 1 号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。

1 番の案件を北條眞一委員。

北條委員

[REDACTED] より説明。特に問題ないのではと判断しております。

議 長

2 番案件を、代田三男委員

代田委員 [ ]さんより説明。特に問題ないと思われます。

議 長 3 番案件を、根橋英夫委員。

根橋委員 [ ]より説明。現所有者の住宅とあわせて取得するとの話。

議 長 4 番案件を、大槻博文委員。

大槻委員 [ ]より説明がありました。特に問題はないと思われます。

議 長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。  
(「なし」の声あり)  
質疑なしと認めます。採決をいたします。  
原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。  
(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって第 1 号議案については認めることに決定しました。  
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。  
本案件の中に委員の方が申請人となっている案件がありますので、初めにその案件に関して審議をしたいと思います。  
[ ]、退室をお願いします。

事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条の許可申請について 説明をいたします。  
  
2 つ目の案件です。農業用施設に伴う申請になります。  
土地の所在は、[ ] m<sup>2</sup>。  
申請人は、[ ] さんです。  
農地区分は、概ね 10ha 以上の一団の農地、第 1 種農地にあたり、位置的代替性が  
ないと判断します。  
今回、水稻作付面積増加に伴い、現在の施設が手狭なため農業用倉庫の拡充を図る  
目的。  
位置図は農地転用申請位置図の 3 ページになります。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。  
北條眞一委員。

北條委員 [ ] が来て説明。現在の倉庫の隣に分筆をかけ倉庫を計画。内容は事務局の説明のとおりであり、問題ないと判断している。

議長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。  
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。採決をいたします。  
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(全員「異議なし」)  
異議なしと認めます。代田委員の入室を許可します。

議長 [ ] にお伝えします。異議なしと認めましたので報告します。  
続きまして1番の案件について、事務局より説明を求めます。

事務局 1つ目の案件です。物置用地に伴う申請になります。  
土地の所在は、[ ] m<sup>2</sup>。  
申請人は、[ ] さんです。  
今回、遡及適用での申請です。  
農地区分は、用途地域内の農地で、第一種住居専用区域の第3種農地にあたり、位置的代替性がないと判断します。  
位置図は農地転用申請位置図の1ページになります。

議長 1番の案件について、日野正章委員。

日野委員 [ ] さんが来て説明。現状すでに建っている案件ではありますが、問題ないと判断している。

議長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。  
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。採決をいたします。  
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(全員「異議なし」)

議長 異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおり認めることに決定しました。

事務局

日程第4議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。

議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1つ目の案件です。売買による所有権移転に伴う資材置場及び駐車場用地の申請です。

土地の所在は、議案書の追加資料3ページを確認ください。

売買価格は、          円/坪です。

申請人の                          さんは、上下水道及び産業排水に使用される浄水剤等の工業薬品、製菓膨張剤に用いられる食品添加物、化粧水等幅広い分野において研究開発に取り組み、製造販売を行っています。今日まで需要の増加に伴い、敷地内で配置をやり繰りしながら、工場及び倉庫を増設してきましたが、製品をいれるための空タンク(1m<sup>3</sup>、6m<sup>3</sup>)及び出荷待ちのタンクを保管しておく場所が確保できず、現在は工場の空きスペースにおいている状態。タンクは重ねておくことができない為スペースが必要になることと、駐車場として利用していた場所に増設してきたため、駐車場も不足している状況。今回、地主に相談した際承諾をいただけたので申請。

農地区分は、市街化近接区域内で概ね10ha未満の農地、第2種農地に該当。集落に接続して計画されており、位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。

位置図は、8ページになります。

2つ目の案件です。賃貸借権設定による                          申請です。

土地の所在は、                          m<sup>2</sup>

賃貸借金額は、年坪          円です。

申請者は、隣接地の                          となります。          の          が不足しているため駐車場用地を探していたところ隣接地の所有者より賃貸できることとなったため申請するもの。

農地区分は用途地域内の準工業地域内の農地、第3種農地に該当。

位置的代替性がないため転用もやむを得ないと事務局としては判断しております。

位置図は、12ページになります。

3つ目の案件です。売買による所有権移転に伴う                          としての申請です。

土地の所在は、                          m<sup>2</sup>

こちらの申請は遡及適用案件となります。現状に合わせる形での申請となります。農地区分は、市街化近郊地域で概ね10ha未満の農地、2種農地に該当。



藤澤委員 [ ] が来て説明あり。問題ないと判断している。ご審議お願いします。

議 長 2 番・4 番・5 番目の案件について、北條眞一委員。

北條委員 2 番について [ ] より説明。 [ ] としての申請であり、内容に関しては、事務局の説明のとおりであります。

4 番について、10/17 に [ ] さんより説明。帯無川沿いで、下水管等無理な状況であり、やむを得ないと判断。

5 番について、 [ ] さんが来て説明あり。問題ないと判断している。

議 長 3 番、6 番の案件について、大槻博文委員。

大槻委員 3 番について、10/15 に [ ] が来て説明あり。

6 番について、 [ ] さんが来て説明。いずれの案件についても、問題ないと考えます。

8 番目の案件は、8/19 伊那の [ ] より説明。周りはすでに住宅地であり、問題ないと思われま。

議 長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。  
(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。採決をいたします。  
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって第 2 号議案については原案のとおり認めることに決定しました。

日程第 5 議案第 4 号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

1 ページは、総括表となります。

畑 24,614 m<sup>2</sup> であります。

2 ページから 3 ページは、貸し手の状況となります。

利用権の設定期間は、令和元年 11 月 7 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年間となります。

4 ページは、借り手の状況となります。

酪農家の荻原省三さんで、25 筆、24,614 m<sup>2</sup> 借り賃は、2,500 円/10a

議案第 4 号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 4 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第 6 議案第 5 号について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

①について

1 ページは、総括表となります。

田 3,725 m<sup>2</sup>、畑 3,062 m<sup>2</sup> 計 6,787 m<sup>2</sup>

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

2 ページは、3 年新規 2 筆 畑 1,258 m<sup>2</sup>

3 ページは、4 年新規 2 筆 畑 1,804 m<sup>2</sup>

こちらの案件は、昨年 [ ] さんが、農業をしたいということで利用権設定した農地ですが、事情によ耕作できなくなったため、[ ] さんの知り合いの [ ] さん ( [ ] ) が借受野菜を栽培。[ ] さんは、現在はお勤めだが、いずれ農業を広げていきたい考えをお持ちです。

4 ページは、5 年新規 7 筆 田 2,783 m<sup>2</sup>

5 ページは、10 年新規 1 筆 田 942 m<sup>2</sup>

となります。

② 円滑化事業分につきまして説明します。

1 ページは総括表となります。

畑 4,582 m<sup>2</sup>

2 ページは、貸し手の状況です。  
3 ページは借り手の状況です。[ ] となっております。  
本案件は、本人意向により円滑化での利用権設定となっております。  
議案第 5 号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。ご審議お願いします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 5 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 5 号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして、日程第 7 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について説明をいたします。  
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 令和元年 9 月から令和元年 10 月までの内訳になります。24 件 解約の届出がありました。

次期耕作者が決まっている方が、21 件となっております。

[ ] さんの案件は、[ ] が借りることとなっている案件です。

21 番案件は、次期耕作者中間管理機構となっておりますが、円滑化を通じて [ ] 氏が借りる形となります。訂正をお願いします。

報告第 1 号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長

報告第 1 号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第 1 号は聞き留めて参ります。

続きまして、日程第 8 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 2 号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の令和元年9月から10月の受付分になります。全部で8件ございました。町内お住まいの方が主となりますが、松本市にお住まいの方が1件で、複数筆ある状況でありますので、地元の農業委員さんも注意してみてくださいと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

報告第2号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第2号は聞き留めて参ります。

複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視していただきたいと思います。

議 長

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

---

2 番

---

3 番

---